

第5回公認心理師カリキュラム等検討会

日時 平成29年5月31日(水)
13:00～14:15

場所 厚生労働省専用第22会議室

○北村座長 定刻となりましたので、ただいまより第5回公認心理師カリキュラム等検討会を始めさせていただきます。構成員の先生方におかれましては、週の半ば、非常に御多忙のところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日の議論で検討会の報告書をまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。最初に堀江部長から御挨拶を頂きます。

○堀江障害保健福祉部長 障害保健福祉部長の堀江です。先生方には、比較的短い期間ではありましたが、何度も濃密に御参加いただきましてありがとうございます。関係者の長年の悲願でありました、心理職の国家資格化ということで、公認心理師法が成立して、同法の円滑な実施ができるようにするというのが、本日は文部科学省の三谷課長も出席していますが、厚生労働省と文部科学省の使命です。北村先生をはじめとする先生方に、昨年9月からお集まりいただき、ワーキングチームを含めると何度となくいろいろお手間をかけまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。

本検討会は、今までに検討会を4回、ワーキングチームを8回開催しました。そういう御協力により、本日、報告書の取りまとめに向けて最終段階に至っていると認識しています。本日は、今までの検討内容を集約・精査いただき、報告書という形でまとめていただければと存じます。報告書がまとまりましたら、報告書の内容に沿いまして、公認心理師が国民から期待される役割が発揮できるよう、厚生労働省及び文部科学省において制度を推進していくことをお約束させていただきます。

心理職の国家資格化ということで、業務の適正化を図るとともに、国民の皆様の心の健康の保持・増進に寄与するという本法の目的の実現に向け、最後まで御協力を頂き、また引き続きいろいろな形で御指導を賜ればと存じます。簡単ですが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北村座長 本日はまとめで、それも最後にはにこやかにまとまるといいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず、資料の確認と、出席状況について事務局からお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をさせていただきます。「報告書(案)」と、参考資料として「第4回公認心理師カリキュラム等検討会における主な意見(案)」です。お手元に全ての資料はあるでしょうか。足りないようであれば、事務局にお知らせください。本日は角田構成員と山中構成員から欠席との御連絡を頂いております。

○北村座長 議事に入ります。本日は、前回の議論を踏まえた上で整理した報告書について、一通り事務局に説明をしていただいてから、項目ごとに順を追って確認していきます。資料の説明を事務局からお願いします。

○松本主査 「報告書(案)」を御覧ください。第4回検討会の資料から少し修正を加えたものです。修正を加えた部分には下線を引いております。

1枚めくると「目次」があります。1ページから4ページは、第1回と第2回の検討会で整理していただきました「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方につい

て」です。大きくは、「1.カリキュラム等の検討に対する考え方」、「2.公認心理師に求められる役割、知識及び技術について」、「3.カリキュラム等の検討に当たっての留意点」ということで、大きく3つに分けて整理していただきました。3番の、カリキュラム等の検討に当たっての留意点を踏まえて検討していただいたものと考えております。その点について、「以下のことに留意して検討を行った」というふうに文末を修正しております。

5ページから8ページまでは、基本的な考え方を踏まえたカリキュラムの到達目標です。大きく24項目に分かれていて、それぞれ細かな文言も含め、先生方に御検討いただきました。こちらを踏まえて、科目とか、第7条第2号の実務経験の内容について御検討いただきました。詳細に関しては説明を省略させていただきます。

9ページは「大学及び大学院における必要な科目の考え方について」ということで、「1.大学における必要な科目について」、「2.大学院における必要な科目について」です。単位数の規定に関しては、省令で単位数等は定めないということにしておりますけれども、検討に当たっては、1科目について2単位以上履修することを想定しております。こちらは、講義科目と演習科目の部分です。②にあるように、実習科目については、時間数の下限を規定することにいたしました。ウの実習科目の部分ですけれども、大学の実習については、主要な5分野に関する施設の見学を中心とした実習を行うことにしております。ただし、当分の間は医療機関での実習を必須とし、医療機関以外での施設での実習については適宜行っていただくことにいたしました。

10ページの大学院の講義の単位数等の規定については、大学と同様です。ウの実習の内容にあるように、大学院の実習については、大学よりも質・量ともに充実した実習を求められるということで、実際の事例を受け持った上で実践を行うことが望ましいと整理いたしました。学外の施設における実習については、少なくとも3分野以上の施設で実習を行うことが望ましい。ただし、医療機関を必須として、医療機関以外の施設については、見学を中心とする実習も含まれるとしております。

3.は「その他」です。今回整理したもの、また今後省令において公認心理師となるために必要な科目ということで科目を定めることとなりますけれども、「これ以外の科目の学習を妨げるものではない」という点については、関係者の方々には是非御留意いただきたい点です。

12ページは「大学及び大学院における必要な科目」で、科目の名前です。13ページから18ページにかけて、各科目に含まれる事項を整理しております。こちらは前回から変更点があり、大学における必要な科目の④と⑤の部分です。「心理学研究法・統計法」と1つの科目になっていましたけれども、こちらを2つに分けましたので、科目の数が実習も含めて、大学では25科目と増えています。大学院の科目は、実習も含めて10科目です。実習の時間は大学が80時間以上、大学院が450時間以上です。

13ページは、先ほど科目の数が増えた部分です。こちらに関しても少し変更を加えております。もともと心理学研究法・統計法に含まれる4つの事項がありました。これを④

と⑤の２つずつに分けております。さらに今回少し追加しておりますけれども、心理学研究法のほうに、「研究における倫理」ということも含まれる事項ということで追加いたしました。

15 ページも新たな追加の部分です。前回の構成員からの御意見を踏まえ、⑳「産業・組織心理学」の部分の「1. (キャリア形成に関することを含む)」というのを明示しております。それ以外の部分について、含まれる事項での変更点はありません。

19 ページと 20 ページは、実習科目の「実習を行う施設の候補」です。こちらを踏まえて施設を規定したいのですが、実習を行う施設は後で説明しますけれども、第 7 条第 2 号で規定する施設や、附則第 2 条第 2 項第 2 号のいわゆる現任者の部分、その施設を踏まえて省令を定めることにいたします。

21 ページは、「法第 7 条第 2 号に係る実務経験について」ということで、こちらは少し変更が多いので詳しく御説明いたします。既に御存じのとおり、「大学卒業後、法律第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を業として行った者に受験資格を与えること」としております。こちらは、省令で施設と期間を定めることになっています。その部分は、資料の 1. の施設と 2. の期間の部分になります。まず施設については、先ほど申し上げましたように、19 ページと 20 ページに書いてある施設に準ずるもの。ただし、当該施設において、後で説明いたします 3. のプログラムにのっとって業務が実施されている施設としております。2. の期間については、1. の施設において 2 年以上としております。3. のプログラムについては、法の附則とか附帯決議にあるように、第 7 条第 1 号のものと同等以上になるよう、一定の基準を満たすプログラムということで、当分の間は文部科学省、厚生労働省にて審査及び認定を行う予定です。

プログラムの基準の概要については、ページの下半分に書いてあります。①到達目標を達成できるように定められていること。②指導者は、先ほど説明を省略いたしましたけれども、16 ページと 18 ページにある実習指導者の資格を有する者が指導に当たること。また③内容については、下に書いてあるような内容が明記されていること。1 つ目は、行う施設における業務内容。2 つ目は、心理に関する支援を要する者等に対する面接等の実施時間及び回数。こちらは、実際には施設での実績とか、後で定める設定するプログラムの期間を踏まえて 720 時間以上、かつ 240 回以上できるようになっていることが基準になります。こちらの考え方としては、1 号のほうの大学院、実習時間が 450 時間、その他の科目が 9 科目ですので、2 単位 30 時間としたときに、合計で 270 時間、足して 720 時間という考え方です。面接等は 1 回当たり 1 時間としたときに、前後の指導も 1 時間ずつということで、回数にして 240 回以上という考え方の下でこのように規定しております。

括弧内後段にあるように、「このうち実習以外の科目に当たる 270 時間以内については、大学院の科目に相当する講義の受講等により代替することが可能」とさせていただきました。また、ケース担当は 3 例以上、他分野の見学・研修の内容は、業務を行っている分野以外の 2 分野 60 時間以上が望ましいということで、これは以前の内容と変わりません。

指導体制、プログラムの期間、目標の管理方法、受入可能定員などを基準とすることを想定しております。

④プログラムの「期間」は、720 時間以上、かつ 240 回以上の面接等の実施時間及び回数を踏まえると、標準的には 3 年間でプログラムを終えるということが想定されます。

22 ページ以降は、「受験資格の特例において指定する科目について」です。特例については 25 ページと 26 ページを御覧ください。資料自体は少し見やすくしているつもりなのですが、内容的に 25 ページは変えておりません。10 科目のうち合計 6 科目以上相当を修めている場合に特例を認めることにしております。それぞれ科目をグループに分けてⅠ、Ⅱ、Ⅲ。Ⅰから 3 科目、Ⅱから 2 科目、Ⅲは実習を行っていること、合計 4 科目以上です。

26 ページは大学のほうです。大学そのものが 24 科目から 25 科目に増えた影響で、少し変更を加えております。25 科目のうち①と③を除いた 23 科目を分類して、合計 12 科目以上相当を修めている場合に、附則の第 3 号、第 4 号に該当するものとしております。具体的には、Ⅰのグループが、もともと 4 つの科目のうち 2 科目以上ということだったので、すけれども、「研究」と「統計」が分かれたということで、「5 科目のうち 3 科目以上」と変更しております。あとは変わらず、Ⅱから 4 科目、Ⅲから 2 科目、Ⅳから 2 科目、Ⅴは 2 つのうちのいずれかとしております。

27 ページは「現任者」です。前回と余り変わりはありません。2 番ですが、原則として雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間、かつその段落の下から 3 行目の、常態として週 1 日以上勤務であった期間について数えるということで、こちらが合計 5 年以上であれば現任者、こちらを 5 年以上働いていて、かつ講習会を修めた場合に現任者ということで受験資格が与えられることになります。

4.にあるように、施行日において、当該業務を休止し又は廃止した日から起算して 5 年を経過しない者にも、準ずる者ということで特例を認めることとしております。

28 ページは「講習会について」です。こちらも前回と内容は変えていません。30 時間程度、必要な水準を満たすための補完的な内容ということで、講習会を今後指定したいと思います。

30 ページは国家試験です。こちらも前回と変えておりません。今後、出題基準とブループリントを作成し、出題に際して準拠する基準といたします。2.は実施方法ですが、すけれども、全問マークシート方式、1 日間で 150～200 問程度。できる限りケース問題を出題することにしております。前回の御意見を踏まえ、「障害のある受験者については、回答方法等、受験上の配慮をする」ということをあえて明記いたしました。合格基準は、正答率 60%以上、将来的には基本的能力を主題とする問題の正答率と、それ以外の問題の正答率は基準を分けたいと考えております。

試験の実施時期は、平成 30 年 12 月までに第 1 回を実施することとして、それ以降は年 1 回の実施を考えております。現任者の受験資格は、法施行後 5 年間ですので、関係者は

御注意いただきたいと思います。

31 ページは、公認心理師法における「その他その者に準ずる者」ということです。内容自体は前回のたたき台から変えておりませんが、分かりやすくするために書きぶりを少々変更しております。上から 2 番目の○の「専修学校の専門課程(修業年限 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)」と表現を明確にしております。

内容については以上ですけれども、後ろに参考ということで、これまでの検討経緯や、法律の概要、受験資格方法のフロー、またこの検討会と、ワーキングチームの開催要綱及び構成員名簿を付けて報告書としてまとめております。説明は以上です。

○北村座長 順番に見ていきたいと思います。1 ページ目から 4 ページ目にかけて、基本的な考え方。余り変わってはいませんが、何か御意見はありますか。

○佐藤構成員 2 ページから 3 ページにかけてにつきまして、2 ページの教育分野において、3 ページの産業・労働分野においてという箇所では、「基本的な考え方」の、2. 「公認心理師に求められる役割、知識及び技術について」に記載された「身体疾患や精神疾患、又はその双方が疑われる者について、必要に応じて医師への紹介等の対応ができること」ということを踏まえていることを確認しておきたいと思います。

○北村座長 特に産業・労働の分野は社会的にも今、注目されていますし、大切な御指摘だと思います。また、子どものいじめなども社会的にも、まだまだ注目されており、これも重要だと思います。ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

なければ 5 ページを見ていただいて、到達目標について、ほかの報告書を読んだわけではないのですが、何学を何単位みたいなのではなくて、このように到達目標から決めていくというのは初めてに近いのではないかと思います。到達目標が 24 個あるのですが、いかがでしょうか。御意見を頂けたらと思います。

9～11 ページ、科目の考え方。単位数は決めないけれども、1 科目 2 単位、2 単位が 15 回ですか。そのぐらいのイメージですが、学校の先生方は大体、御理解できると思います。

12 ページ、先ほど御説明があって、前回いろいろ議論していただきました。統計法、1 つ科目を出して独立させると。それに伴った幾つかの変化があるということです。やはり統計学は最強の学問だと思います。統計を知らないと、研究どころか、日頃の活動も余りできない。感覚的なことばかりでやっているわけにはいけないので、これは大切なことだと思います。ほかは大きくは変わってはいませんが、いかがでしょうか。

○佐藤構成員 もうページが進んでおりますので前に戻って申し訳ないのですが、9 ページの「当分の間は、医療機関での実習を必須とし」というのは、この文言から推測すると、今後いずれは医療機関での実習が必要なくなるという意味が含まれるのでしょうか。今後の医療機関での実習の体制もありますので、確認したいと思います。

○松本主査 事務局です。当分の間、医療機関を必須とするというように書いてありますが、基本的には 5 分野の見学を行っていただきたいと。ただし、受け皿としては医療機関

は広いけれども、ほかの受入れ状況、実態ということを踏まえると、なかなか最初から 5 分野全部確保するというのは難しいので、当分の間は医療機関は必須で、その他は適宜ということにしているという趣旨です。

○佐藤構成員 どの程度の期間を想定なさっていますか。3 年とか 5 年とか、あるいは当分という事だけでしょうか。

○松本主査 当分の間ということです。

○北村座長 法律だけが先にあって、そして実態がくつついていくというのは、むしろ歪んだもので、社会がこういう学生を引き受ける体制が 5 分野でできてきたらですので、法律でむりやり受け入れろというものでもないでしょうから、関係者が良きに話し合っていたければいいとは思いますが、よろしいですか。

12 ページから科目のことです。必要な科目がいろいろあります。いかがでしょうか。

18 ページ、19 ページですね。

○米山構成員 16 ページの下から 2 番目の○の所、学外の施設に所属する実習指導者の要件ということで、「経過措置として当分の間は、5 年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等」となっていますが、例えば心療内科の先生、精神科ではなかったり、小児科の場合に心の診療医というのを今、厚生労働省でも作っているのですが、必ずしも精神科医ではなくて、福祉施設、あるいは小児病院などの場合に、精神科の先生がいらっしゃらないところもあって、実際にはもちろん心理の先生が複数いらっしゃるのですが、そうでない場合も考えると、精神科医というように特定をするようであれば、ここで精神科医。医師を分けるようであれば、後と同じように心理の支援の業務を経験している医師というものを入れたほうが、そういう意味で実習先が増えるのではなかろうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○北村座長 釜菰先生、どうでしょうか。

○釜菰構成員 ここは、そうですね。書きようが難しいですね。

○北村座長 そもそも精神科医というものの定義も、学会員であればいいのか、専門医が要するのか、自分が精神科だと言えば精神科ですし、そういう意味においては心療内科を標榜していても、「僕は精神科医です」とおっしゃっていただければいいのではないですかね。駄目ですかね。

○米山構成員 いや、その辺どうでしょうか。

○松本主査 事務局です。解釈としては、「5 年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床技術者等」ということで、括弧の中がこれとイコールということを言う趣旨で書いておりますので、「心理の支援に関する業務を 5 年以上行っている者を含む」ということで、先生がおっしゃっているような小児科とか心療内科に従事していらっしゃる先生方で、心理に関する業務をやっている先生方というのも、対象としては含まれると考えてよいと思います。

○米山構成員 なるほど。分かりました。

○北村座長　そういうことで、ほかはよろしいですか。

大物の 21 ページ、随分アンダーラインが付いています。議論がありました。2～3 という記載もありましたが、省令という法律に載せるときに、2～3 という曖昧な法律は困るみたいなこともあって、ここでは 2 年以上と書きましたが、一番下の所に「標準的には 3 年間でプログラムを終えることが想定される」と記載もあり、また現実「720 時間以上かつ 240 回以上」の面接という、かなりハードルの高いものが掲げられているので、2 年でできなくもないけれども、普通は 3 年でしょうという色合いがあるのが御理解できますか。何か御意見はありますか。

○渡邊構成員　児童相談所からの意見です。大学を卒業して、就職する、その中での実務経験プログラムについて、今回、提示いただいたと思います。受験資格の門戸を広くするという基本方針があって、そのことに賛成です。その実務経験すべき内容を提示いただいたということです。今、児童福祉分野の心理職、児童相談所での仕事について。児童相談所の心理司というのは、今、全国に 210 の児童相談所があって、その中で平成 28 年 4 月現在で 1,330 人ほどの職員が常勤で配置されています。やっている業務の具体としては、療育手帳の判定とか障害相談、それに関連する事務とか、虐待の専門機関として期待されているという現状がありますので、そこでの対応ですね。虐待対応を中心として仕事をしているというのがあります。

一方、就いている職員の側の期待というか、関心というのは、その中で心理療法を行うとか、カウンセリングですね。そういったものに対する関心が高いというのは現状です。けれども、仕事の現場としては実際にはなかなか継続相談を行いにくいとか、あとは児童相談所の存在意義を反映して、心理検査とかアセスメントを中心に行う仕事が多くなっています。そのほか一時保護されている児童の、医師との連携の下での心理診断を行ったり、心理療法も含めて、そうした心理面からの援助の方針策定とか援助方針、会議への参加等です。あとは施設入所している子どものケアと評価を行ったり、背景に家庭的な問題とか虐待の問題が潜んでいる非行の相談といったものにも、積極的に関わっているといった現状があります。

そして、この公認心理師のカリキュラムに関しては、基本的な考え方について、資格を得たときの姿を踏まえた上でのカリキュラムを考えるということでの、先ほど座長がおっしゃったように、アウトカムベースで考えるということが前面に出ているということですね。その考えの下で、求められる役割とか知識、技術について整理されている、そのアウトカム、その在り方というのは、突き詰めれば、これは各現場にあるということだと思っています。

私たちの仕事の在り方というのは、国民の心の健康の増進に寄与することを目指して、日々心理に関する支援が必要な子ども・家族の皆さんと良好な関係を築こうとしたり、そこに向けてコミュニケーションを駆使したり、実施に向けての基本的な態度などを身に付けて、当事者にとって意味のある実践ですね。そういうことになるように、日々鍛練を重

ねているところです。そのしている仕事を、今の現場の実務をプログラムに落とし込めば、それが1つの受験資格になる構造なのだろうなと思って、ここを見させてもらいました。

それなので、今、現場でしていることの具体が見える化するというのが、イコール実務経験プログラムになってくるのかなと思って、ここを見させてもらいました。様式までの提示は今回ないので、今後プログラムの詳細の明示の仕方等については、運用レベルで工夫をしていかなければいけないかなと思っておりますが、基本的に面接回数がトータルで240回以上、720時間以上ですね。このことは、児童相談所の業務内容は地域差とか位置付けによって、児童心理司とか業務の質的な違いがあるというのが現状で、一概に一律に言うことはできないのですが、業務の実態は自治体によって差が多く存在するのは事実ですが、ここに出されている要件は3年でクリアするのが現実的なのかなと思って見させてもらいました。

2年でできないことはないのですが、そうすると結構きついかないと。職に就いて1年目、2年目で行う業務、イコールこのこととはなかなかかなりにくいので、現実これをクリアするとなったら、一番下に書いてある3年というのが現実的な想定レベルなのかなと思って読ませてもらいました。

○北村座長 ありがとうございます。今までの単なる経験が振り返りとか、それをリフレクションとか、そういうことをすることによってプログラムになって、教育になると思いますので、そういうプログラムを作っていただくこと。それと、ほんのちょっとですが、60時間以上、他分野も経験していただくことが望ましいとされていますので、良いプログラムを医療関係、あるいは現場の今あった教育関係、その他で作っていただければと思います。よろしくお願いします。

○佐藤構成員 この件については、何十時間も議論されてきているので、私が改めて申し上げるのも大変口幅ったいのですが、申し上げざるを得ません。本日出された報告書案は、大変御苦労・御苦心なされたことはよく分かります。期間を施設の期間とプログラムの期間とに分けるということで、御苦心はよく分かりますが、私ども要望書をお出しした精神科7者懇談会で心理職の国家資格を担当している委員会としては、激変であると思います。

「標準的」という文言が特に懸念されるわけですが、旧来の大学院から今後の大学院では学部カリキュラムに大幅にカリキュラムが移るわけですから、実務経験であっても大学院のカリキュラム期間と十分に見合うと考えます。というのは、実務経験での時間数、あるいはプログラムその他について、渡邊先生がおっしゃったように、その内容と時間数の数え方では非常に豊富なものを持っております。ですから、1つのプログラムに参加しても、実務経験の方々にその内容を説明講義をし、実際に現場のプログラムに参加していただくと、あっという間に数時間になるというところがあります。したがって、第3回の検討会で事務局がお示しされた「2～3年」の案で十分に対応できると考えます。各施設の力量によって、2年で十分にできる施設もあれば、3年必要な施設もありますが、報告書としてはじめから「標準的」とすることは賛成できません。冒頭に戻りますと、大変御苦

心なさったということはよく分かります。

○北村座長 ありがとうございます。まあ、やってみましょう。21 ページ、ほかはよろしいですか。

次に 22 ページ、受験資格の特例に関するところです。ここは特にアンダーラインもないので、変わっておりません。ついで現任者、先ほど説明がありましたが、雇用契約があって、週 1 回以上ちゃんとやっている期間をやると。29 ページの表がちょっと見にくいですが、試験があるのとないのが、ちょっとややこしくなっています。現任者に関して、よろしいでしょうか。

次に 30 ページ、試験です。マークシート方式で 150～200 問、300 分(5 時間)です。5 時間、試験を受けると、結構疲れます。だから、体力も要りますね。障害のある受験者、特にほかの試験ですと、目の見えない方に対する特殊な問題を作ったりしています。受験者にそういう方がいれば対応するということです。合格基準は、ここに大雑把には書かれていますが、今後また試験委員会等で議論していただくこととなります。第 1 回は平成 30 年 12 月まで、あと 1 年半ですね。それまでにいろいろやって、12 月までに実施することになります。30 ページ、よろしいでしょうか。

31 ページ、準ずるもの。専門学校のことにに関して、前回、議論いただきましたが、このようにまとめさせていただきました。よろしいでしょうか。

○川畑構成員 1 つ確認したいのですが、下線が引かれた部分が「別に指定するもの」となって、これは前回だったか、ちょっと記憶がはっきりしないのですが、心理学に限定されている専修学校が何校かあってというお話だったかと思うのですが、この別に指定するものでいくのは、どういう範囲が含まれるか、ちょっと聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○北村座長 事務局、あるいは文科から教えていただけますか。

○三谷健康教育・食育課長 考え方は全く変えていなくて、当然前の所にもありますように、大学でやるプログラムがちゃんとできる所で、プラスということで、その前に戻りますが、就業年限 4 年以上でというところですので、そこの考え方は全く変えていません。ちょっと読み方が分かりにくいのではないかとということで、文言整理をしたというように御理解いただければと思います。

○川畑構成員 はい、分かりました。

○佐藤構成員 今のご説明と多少関係がありますのでお尋ねするのですが、この現任者、あるいは特例によって、受験資格を有する方々の数は、数値的にはいかがなのでしょう。新しいカリキュラムによって、大学・大学院を経る方、あるいは実務経験を経る方々が、平成 36 年の春に正規の課程を修了するというように考えますと、試験が始まる平成 30 年から平成 36 年までの数年間というのは、どの程度の数の方々が受験されるという予測があるのでしょうか。

○松本主査 以前、研究班でも心理職の数は調査しており、数万人という数字は出ており

ますが、現任者については資格を持つ、持たざるにかかわらず、業務をしていて、かつその施設の長によって証明された者が現任者になり得る方です。詳しい数字は現在ちょっと提示できませんが、数万人単位ということは想定しております。

○佐藤構成員 そうしますと、以前に村瀬先生が主任研究者を務められた厚生労働科学研究の数字を踏まえているということによろしいでしょうか。

○松本主査 御指摘のとおりです。

○北村座長 ほかにいかがでしょう。公認心理師の受験者は、なかなか想定しにくいですね。受けてもこの歳だと通らないから受けないなんて言う友達がたくさんいまして、ですから実際に資格は有資格であるけれども、受けない人もいるやに思いますし、いずれ、この制度が安定してくれば、いわゆる1号の方がメインになる。実際は10年とか15年ぐらいて安定してくるのだと思いますが、最初のうちはいろいろな、思いも掛けないことも起こり得るやに思います。

それでは、大体、一応見たことになりましたが、どこでもいいですが、何か御意見あれば。なければ、文言としてちょっと変えたほうが良いというようなことが、ひょっとして起こるかもしれませんが、それは事務局と私で相談するという事で、座長預りにさせていただきます。今日は細かい話もなかったので、ほとんどこれでいけると思います。本当に長い間、白熱した議論を頂きましてありがとうございます。これで報告書ができるものと思います。

まだ時間がありますので、自由な議論をしてもいいと事務局から言われております。この際に何か言っておきたいとか、文章には載らないまでも、こういうところを是非気を付けた制度にしてほしいとか、何かありましたらどうぞ。

○川畑構成員 1つはちょっと確認というか、前回も今後のことでお伺いしたのですが、これはカリキュラムが定まって、これから大学、大学院を整備すると思うのですが、最終的なチェックというか、このカリキュラムで対応できていますというような形のチェックは、厚労省、文科省のほうでしていただけるのでしょうか。

○北村座長 いかがでしょうか。

○松本主査 具体的な確認方法も含めて、現在検討中です。前回と同じ答えで恐縮ですが。

○川畑構成員 大学のほうとして、対応していますと、学生募集のときにうたって、実際蓋を開けたら、卒業時にこれではできなかったというような形になると、責任が生じてくるので、やはりある程度チェックを先にしていただけると、大学関係者は有り難いのではないかと思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○北村座長 私も大学の人間なので、正にそのとおり感じています。ただ、逆もあって、名前だけ立派な授業をやるのに、後で見に行ったら、全然水準に満ちていなかったり、実習と言っても実習とは思えない実習があったり、いろいろあるので、やはり厚労省、文科省においては、どうやって認めるか、文章だけで認めるのか、オンサイトなり実際に行われたのを見た上で認めるとか、いろいろなやり方があって、皆さんと話し合いの上で決めて

いただいて、正に川畑先生がおっしゃった、学生諸君に一番迷惑のないようにお願いしたいと思います。ほかに御意見は。

○林構成員 精神保健福祉士の資格ができたときに、臨床心理士の方が随分資格を取られました。今回の資格法で、その逆もあり得るのではないかと考えています。それで臨床心理士の方で、精神保健福祉士の国家資格を持っていらっしゃる方がどれぐらいおられるか、把握されているなら、ちょっと教えていただこうかなと思ったのですけれども。

○北村座長 厚労省ですよ、事務局。

○松本主査 臨床心理士自体が民間資格ということもあるので、こちらでは精神保健福祉士と臨床心理士の重なり具合といったものは承知していません。

○北村座長 今、結構ダブリますか。

○林構成員 少しダブリます。4分の1か、5分の1だと思います。

○佐藤構成員 今の御指摘は、私も前回お尋ねしたつもりです。やはり、心理関係の国家資格がないことで、当時精神保健福祉士試験を受けた方、精神科医でも臨床心理士という形であれその他の民間資格であれ、心理関係の資格を持っている方の受験資格、これはこの前の御説明では必ずしも明解ではありませんでした。私の周囲では、精神保健福祉士であれ精神科医であれ、実務的には心理相談その他を行っておりますし、心理テストを取る者もいれば、心理テストを理解する者もおります。

ですから、受験して不合格というのであれば、やむを得ないと思いますけれども、受験資格だけはあってもよいのではないかと。それが必ずしも前回は明確ではなかった、あるいは不明瞭だったと思っておりますが、いかがでしょうか。

○川畑構成員 移行措置の期間なので、恐らくこれは明文化して、試験は受けてはいけないという形にはできないのだらうと思います。ただし、私の認識としてはPSWの資格ができてから時が経ち、それから臨床心理士も資格の歴史がこれだけできて、この間にこのメディカルの中での役割分担とか、それぞれの専門分化が行われてきて、それぞれが洗練されてきていると認識しています。

ですので、今の時点でPSWの資格を持っている人は、同時に心理士の業務もできるだろうとか、あるいは臨床心理士の資格を持っている人はPSWの仕事もできるだろうと、それだけで認識してしまうというのは、それぞれが育ててきた専門分野のことを、軽視することになるのではないかと思うのです。その部分については慎重にお考えいただき、そして最終的にはその業務を実際にして、そういった形の勉強もされ、専門的な技能を持っている方が受験をされて、そして通ることについては問題がないということになるのではないかと思います。

○佐藤構成員 ちなみに私は残念ながら両方持っておりませんので、利益相反にはならないと思います。ただ、先生がおっしゃったことを、どう評価するかということだろうと思います。少なくとも臨床心理士などの代表的な資格であれば、評価できるのではないかと。ということを申し上げたので、そういう事例があるということ、厚生労働省や文部科学省

には御検討いただきたいと思います。

○北村座長 ありがとうございます。いろいろな実務があると思うので、実務経験 5 年とかそういうもので、受ける分には受けられると思います。

○佐藤構成員 不合格であればやむ得ないことですから。

○北村座長 ほかに何かありますでしょうか。

○子安構成員 今後のスケジュールですが、1 つは説明会が 7 月、それからパブリックコメントが前回が何月だったか確認できなかったのですが、その時期が一体どうなるかということです。

それから、先ほど 30 ページの説明で、座長から試験委員会という言葉が出ましたけれども、これは出題基準とかブループリントを作成するような委員会かもしれないですが、それが一体どういう形で、今後どのように展開していくのかというスケジュール的なことをお伺いできればと思います。

○森公認心理師制度推進室長 まず、今後のスケジュール、パブリックコメント等なのですが、9 月の半ばには法を施行しなければいけないということで、省令をまた定めなければならないという期限が決まっております。そのために、8 月末までにはパブリックコメントは終えておきたいと考えておりますので、その期間までにはパブリックコメントを開始することになると思います。

試験委員会につきましては法施行後に設置することになると思いますので、多分そこまでに試験センター、今、試験機関として指定している所に設置することになりますので、そちらのほうで御検討いただけるものと考えております。

○北村座長 ほかに何かありますか。

○米山構成員 少し細かいことになるのですが、6 ページで心理学のほうの発達、あるいはその前の 7 番からの知覚、学習、感情、脳・神経の働きとあるのですが、私は小児科なので、小児科だと成長という体の構造の成長、特に思春期は体のほうのことを言いますが、体の仕組みというのは障害のところでは少し述べられているのですが、いわゆる成長と発達という言葉をよく使いますし、合わせて発育という言い方もするかもしれません。

その体の成長を基本的には保健所等の検診だとかで、背が小さいとか発達がとか、体重が増えていないというのは、やはり基本的なところは少し学んでいただいていたほうがいいかなと思いました。体の意味の成長という言葉はどこかに入らないものかと思ったのですが。心理学のほうの分野では、そういう体の仕組みということはきっと書かれていると思うのですが。

○北村座長 12 ページの科目で言うと、㉔に医学の解剖だけではなくて、今、先生がおっしゃる成長みたいな医学的な意味を含めたつもりなのです。こちらの到達目標では、「どこに入るの」と言われると難しいのですが、8 ページの㉔かなという感じです。広く読めば読めなくもないという。

○子安構成員 今のことに関わって、追加できるのであれば 6 ページの 12-3、「誕生から死に至るまで生涯における」、ここに「心身の」と書けば、私はいいのではないかと思います。追加できるのであれば、そうしていただければ。

○北村座長 では、入れる方向でよろしいですか。12-3 の「生涯における心身の発達及び各発達段階での特徴について説明できる」とさせていただきます。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○石隈構成員 来年度からの新しいカリキュラムについては、先ほど川畑先生から出ましたように、厚労省、文科省のほうでチェックしていただく、それをこれから検討するということですが、経過措置の読み替えとかで受験資格があるかどうかというのは、これは認定試験機関の日本心理研修センター等、そういう所の役割になるのでしょうか。それとも文科省、厚労省ということになるのでしょうか。確認です。

○北村座長 事務局、お願いします。

○松本主査 確認をどうするかは検討中ですが、受験資格、それ以前に講習会がありますが、そちらに関しては、やはり試験事務の一環として、センターが行う可能性があるかなと思っております。

○北村座長 よろしいでしょうか。

○大野構成員 公認心理師第 1 号の誕生の道筋が見えてきたなという印象を受けております。それから、本日提出された報告書(案)になりますか、多分確定すると思うのですが、本日の報告書だけではなくて、これまで非常に多くの資料なり、それに関連した参考資料も含めて、いろいろお調べいただいた厚労省、文科省の皆様方に、私ども資格認定協会としては是非お礼を申し上げたいです。個々の道筋が見えたということが、ある意味では今後の取組が非常にしやすくなってきたなということがあります。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会とありますが、その基本方針として、臨床心理士と公認心理師の固有性を相補う、心理専門職の連携・共存するあり方を目指すということを 1 つの目標としております。

臨床心理士と公認心理師の専門職の連携・共存について、これから検討を重ねたいと思っております。特に国民の心理支援に対するニーズの多様性に、安心、安全な対応を図る。新しい専門職の促進に関する公認心理師法の趣旨にもかなう、相補うということがかなり明確になってきたなと捉えております。これまで保健医療から教育福祉から、いろいろな分野について、そういう他分野の専門職が連携できるという意味では、公認心理師の誕生は、ある意味大きなものを持っていると思います。

公認心理師でこれまで検討されたことと、私どもの臨床心理士養成に携わる者としては、一人の個人に焦点化するみたいな、一人の個性に対応するような心理士を目指しているので、大変個人を大切にすることを、そういう意味では公認心理師は別に個人を対象にしているわけではないのですが、心の中までしっかり見つめながら、スーパービジョンとかスーパーバイザーの役割を果たすための内容については、公認心理師の誕生によって

更に詳しく検討して、更に進めていきたいと思います。ただ、今後、実績を上げることが両者の共存について更に意味合いを高めると思っております。

ただ、これまでいろいろ議論にあったように、多少心配な材料もあります。ただし、それはこれからの未来へ向かう実践の中で、工夫しながら実績を積んでいきたいと思いますので、お礼を申し上げながら、今後の見通しを考えたところを申し上げさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川畑構成員 最後なので、ちょっと個人的に。カリキュラムの範囲から超えると思うのですけれども、まずはたくさんの先生方が心理職の資格にコミットしていただけたことに本当に感動しております。感謝しております。

私自身振り返って、心理職の仕事で人の役に立てるようになるためには、かなりの時間が必要ということで、今でも役に立っているか分からないのですけれども。恐らくこの資格というものは、資格は入場券というかチケットのようなもので、本当に役に立つ公認心理師になるまでの間、卒業後、資格取得後の研修の仕組みを作っていくということが、今後、非常に大事なかなと思います。ですので、このカリキュラムの検討ということで終わらずに、そういう形での資格の充実に、是非御協力や御指導を頂けたらと思います。

また、大学院の立場からは、実習先として精神科の病院、それから学校その他の施設に実習生をお願いして、実習を経験させるということが、今後非常に大事になってくると思いますので、是非その辺りの御協力ということもお願いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

○北村座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

○佐藤構成員 先生、閉会の辞をお述べになる段階ですね。では、2点申し上げたいのですが。1つは、このところ新聞で専門職大学というのが報道されていまして、これは文部科学省の方にお尋ねできればと思っていたのですけれども、今度の心理職関係の大学は、将来的にはそういう方向も考えていらっしゃるのでしょうか。

○大月専門職大学院室長 今回、学校教育法が一部改正をされまして、専門職大学という新しい高等教育機関が設立されることになりました。開設が平成31年4月を予定しております。ただ、今後設置基準等が作られますので、どの程度の学校が申請されるかということは全く分かっていない状況ではあります。

お尋ねの心理関係につきまして、専門職大学という形になっていくのかという御質問ですが、そのようなことについては特に今までお話に挙がったことはないと聞いております。もともとこの専門職大学という話については、高等教育段階で実践的な職業教育を行う専門学校ではなく、大学として設立されるべきではないかという長い議論があった中で、結局今回、法律に盛り込まれて成立したわけです。社会の実践中核的な現場での、中核的な活躍を担うような人材ということで始まっており、特に心理職ということに関しては、今のところ話は挙がっているとは私は聞いておりません。ただし今後、将来的にはあるのかもしれませんが、今のところはそういうことは想定されていないのではないかと思います。

○佐藤構成員 ありがとうございます。続けて申し訳ないのですが、もう1点、前回、いろいろなお話、大野先生、釜菴先生の御意見を踏まえて、私が、今後、医師との、特に精神科医、小児科医との関係につきましては、ケース・バイ・ケースであり、ケースカンファレンスを通じて、今後、経験を積み重ねていくと申し上げたかと思います。

言葉足らずだったので、議事録では少し言葉を加えていただきましたが、この10年で、特に問題になったのは、医行為との関係があります。心身医学、精神医学、小児科学が特にそうです。ですから、医行為との関係、診療報酬を巡る問題、あるいはこれらを通じての責任の在り方、これはこの検討会そのものとはなじまない課題かとは思いますが、今後、心理の先生方とのいろいろな対話を通じて、経験を蓄積していくことだろうと、前回申し上げました。議事録上は言葉が足りなかったもので、あえて申し添えたいと思います。

それから、先生方も最後のお言葉ということだと思いますので、私も付け加えさせていただきたいのは、精神医学、そして身体医学を重視してほしいと、私の立場上、何回も述べてまいりました。もちろん心身医学もそうです。ただ、この心理学関係の膨大なカリキュラムの一覧を見ますと、私の医学部での経験では、心理学の講義は短かったことを思い返しました。改めて、医学側からも心理学の勉強をし直さなければいけないことを、痛感いたしました。本当に勉強になりました。ありがとうございました。

○北村座長 ありがとうございます。前回、釜菴先生がおっしゃったのは、多職種連携ですよね。これは是非、全国の皆さんにお願いしたいです。職種ごとが対立するのは、絶対患者さん、国民のためにはならないことなので、連携を是非お願いしたいなと思います。その中に医行為があり、医行為の外もあると思うのですけれども。

最後に座長から、構成員の先生方、多忙な中、集まっていただいて、白熱した議論をしていただいてありがとうございます。言ってみれば、この報告書という王道のために、今から考えたら細かいことになるかもしれませんが、いろいろなことで妥協していただいたり、いろいろしていただきましたが、お陰さまでこんな立派なものことができました。一種の公認心理師の憲法みたいなものができたと思います。まだ誕生もしていないので、これが誕生して立派な大人になるまで、まだまだ月日が掛かりますが、是非よろしくお願いしたいと思います。

厚生労働省、それから文部科学省の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。同時に、これができたから、すぐにできるわけではなくて、今からやるものがたくさんあります。いろいろなことがもう既に出てきていますが、そういう環境整理というか、そういうものに関して、ますます忙しくなりますが、平成30年12月にちゃんと実施できる、そして公認心理師の方ができるということに向けて、是非とも最大限の御努力をお願いしたいと思います。

最後にもう1つ、大学、それから病院、そして関係団体の皆さんにおいても、いろいろあります、現任者の講習会をやらなければいけないとか、指導者の講習会もやらなければいけない。あるいは大学はカリキュラムを変えなければいけないなどあります。もちろん

視点は、第一義的には心理支援を求めている国民のためですし、この整備は将来公認心理師を目指している若者のために速やかに情報を開示し、職業選択が安心してできるように、そういうことが第一義的な目標です。是非御協力を願って、スムーズに第1回試験へとこぎ着けられることを期待しております。

それでは、最後をお願いいたします。

○三谷健康教育・食育課長 文科省の三谷でございます。先ほど堀江部長からもありましたが、親会だけでも5回、それからワーキングで8回、先生方にはお忙しい中、集まいただき、本当に迫真した喧々諤々というか、現場のことを踏まえながら、どのように今後、現場の困っている人たちをどうやって救っていくのかというところでの、そのための資格をどうあるべきかということをお検討いただいたと思っております。

今の座長のお話にもありましたように、実際の試験の前に、まずは9月の法施行までというところから、まだ私たちはいろいろと事務的にやっていかなければならない部分がたくさんあります。そういった中で、また先ほどもどなたかの先生からもありましたが、やはりこれから育てていく制度でもあると思っております。是非これをきっかけに、先生方の御協力を引き続き賜ればと思っております。厚労省と文科省、仲良く法施行、それから試験に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。本当に長時間にわたる御議論、ありがとうございました。感謝申し上げます。

○北村座長 それでは、みんなで作った報告書が素晴らしいものであるということをお共有して、にこやかに終わりたいと思います。どうもありがとうございました。